平成２８年（フ）第７５００号
埼玉県さいたま市南区内谷４丁目11―10　ウエストランドＢ103
債務者　齊藤　基樹
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千弥
4　破産債権の届出期間　平成28年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５５１号
東京都文京区水道１丁目11―７―411
債務者　小黒　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　隆昭
4　破産債権の届出期間　平成28年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９８号
北海道室蘭市中島本町１丁目８番２―103号であえーる中島Ａ棟、前住所北海道登別市新生町３丁目18番地10コスモＸＩ　101号室
債務者　松井　聡美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
北海道帯広市南の森西６丁目１番２号
債務者　後藤　美香
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
盛岡市津志田中央３丁目27番52号　シティハイムセルティアＦ―201号、旧住所盛岡市永井22地割３番地58　コーポ山本103号
債務者　高岡　　守
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２２２号
愛知県江南市尾崎町屋敷86番地
債務者　加藤　勇一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１８号
香川県高松市木太町1856番地４　県住３―506、申立時の住所香川県高松市塩屋町17番地10
債務者　松林　美里
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０２号
長崎県長崎市毛井首町111番地４　市営住宅毛井首アパート２棟404（前住所）長崎県長崎市江川町220番地７、前々住所長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ６棟408号
債務者　峰平美須枝
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
長崎県長崎市江里町16番37号　高崎アパート西号
債務者　松尾　広美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
大分市日吉町13番32―203号（リビングハイツ高松Ａ）
債務者　大盛　健二
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３００号
大分市緑が丘３丁目10番15号
債務者　河野　未華
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3652番地383（高野孝紀方）、前住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡54番地６
債務者　高野　好子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８０号
茨城県つくば市沼田1982番地
債務者　國松まり子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
千葉県茂原市上永吉1448番地１（クリーンヴィレッジＡ102）
債務者　山口　　登
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
千葉県茂原市本納294番地２
債務者　中村　　守
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係